

令和8年4月

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【 算定条件 】

- 1 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- 2 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- 4 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 5 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【 2025年度算定状況(2025年4月1日～2026年3月31日) 】

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	4
日数	0	0	4	0	6	0	0	5	0	5	0	0	20

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	3	3	7	4	7	4	10	9	5	6	4	7	69
日数	15	15	34	22	43	20	49	38	28	32	18	37	351

ハ 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3
日数	0	0	0	0	7	0	0	10	0	0	0	0	17

ニ 蜂窩織炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
日数	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3

* イ+ロ+ハ+ニ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	3	3	8	4	9	4	10	13	5	7	4	7	77
日数	15	15	38	22	56	20	49	56	28	37	18	37	391